

第 2 回防火管理検討会 議事録

1 . 開催日時 : 平成 1 8 年 9 月 6 日 (水) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 1 0

2 . 開催場所 : 日本電気協会 4 階 A 会議室

3 . 出席者 (順不同 , 敬称略)

出席委員 : 小暮主査 (東京電力) , 藤原副主査 (関西電力) , 卜部 (北海道電力) , 井川 (中部電力) , 沢田 (北陸電力) , 森脇 (中国電力) , 増田 (四国電力) , 藤井 (九州電力) , 佐野 (日本原子力発電) , 平澤 (原子力安全基盤機構) (1 0 名)

欠席委員 : 阿部 (東北電力) (1 名)

常時参加 : 小倉 (東京電力) (1 名)

オブザーバ : 田中 (日本原子力技術協会) , 佐久間 (原子力安全・保安院) (2 名)

事務局 : 長谷川・大東 (日本電気協会) (2 名)

4 . 配付資料

資料 2-1 防火管理検討会 委員名簿

資料 2-2 第 1 回防火管理検討会 議事録 (案)

資料 2-3 第 8 回運転・保守分科会 議事録 (案)

資料 2-4-1 火災防護管理面の規制充実化について

資料 2-4-2 米国の火災防護 (Fire Protection) に関する規制 (安全情報検討会 : H17.5.18)

資料 2-4-3 火災防護 (Fire Protection) 規制の日米比較 (安全情報検討会 : H17.6.8)

資料 2-4-4 軽水炉プラントの火災防護 (Fire Protection) 規制について

資料 2-5-1 大飯発電所 3 , 4 号機 廃棄物処理建屋での火災について

資料 2-5-2 大飯発電所 3 , 4 号機廃棄物処理建屋での火災の原因と対策について

資料 2-5-3 大飯発電所 3 , 4 号機廃棄物処理建屋での火災の概要

資料 2-6 「原子力発電所の火災防護管理指針 (仮称) 」制定に係るアクションプラン

5 . 議事

(1) 会議定足数確認

本検討会委員総数 1 1 名に対して代理を含めた本日の委員出席者数は 1 0 名で、規約上の決議条件の「委員総数の 2 / 3 以上の出席」を満たしていることが確認された。

(2) 代理出席者、常時参加者およびオブザーバ参加者の承認

事務局より、資料 No.2-1 に基づき、第 8 回運転・保守分科会において委員承認されたことが紹介された。また、本日の常時参加者およびオブザーバを紹介され、小暮主査より、常時参加者およびオブザーバの会議参加が承認された。代理出席者はなかった。

(3) 前回検討会議事録 (案) の承認、第 8 回運転・保守分科会議事録 (案) 及び第 2 1 回原子力規格委員会議事の紹介

事務局より、資料 No.2-2 に基づき、前回検討会の議事録 (案) が紹介され、本内容について承認された。また、第 8 回運転・保守分科会議事録 (案) 及び第 2 1 回原子力規格委員会の議事

が、運転・保守分科会の小倉幹事より紹介された。その中で、平成 18 年 8 月 22 日に開催された第 21 回原子力規格委員会において、JEAC4209 改定に関連して、コード(規程)とガイド(指針)の整備、本文と解説の棲み分けなどについて、基本方針策定タスクで継続審議していくという説明があった。

(4) 火災防護管理面の規制充実化に係る紹介

平澤委員より、資料 No.2-4-1～2-4-4 に基づき、規制側からの火災防護管理面での規制充実化、日米の規制比較等について紹介があった。

本件に関する主な意見は、以下のとおり。

- a . 米国では、ソフト面とハード面の両方に規制が整備されている。一方、日本では、ハード面のみでソフト面がないので、整備していく必要がある。
- b . 規制が整備されている米国での、火災発生件数は日本と比べてどうなのか。

日本の数倍の発生率である。それについての原因究明は米国でも出来ていない。文化の違いなどが要因ではないか。

- c . ソフト面は現状、消防法による部分があるが、今回の規格化の際は出典を明記してはどうか。
- d . 今回、規格化するものが、保安規定に引用されて管理面の事項が保安検査対象となった場合、消防法との二重規制にならないか。

安全を確保出来るのであれば、二重規制を恐れるなという意見もある。規格化していく過程でベストの方向を探るべき。各事業者ごとに事情はあるだろうけれど、出来るだけベクトルをあわせていきたい。

- e . 事業者としては、どんなものを持っていれば火災を起こさなくて済むかと考えるべき。これで管理しているから大丈夫と言えるものをまとめていく。

(5) 国内火災事例の検討

藤原副主査より、資料 No.2-5-1～2-5-3 に基づき、大飯発電所 3, 4 号機廃棄物建屋の火災事例について紹介があった。

本件に関する主な意見は、以下のとおり。

- a . この状況で当事者として対応した場合にどうなるか考えると、現状では事業者ごとにより対応にばらつきが出るはず。どこまでを規格に落とし込むかなど、協議が必要である。
- b . 初期消火は事業者の責任で行うべきものなので、事業者は被害を最小限に止めるため体制を整えておく必要がある。

(6) 火災防護管理指針(仮称)策定に係るアクションプランの検討

小暮主査より、資料 No.2-6 に基づき、火災防護管理指針(仮称)に係るアクションプランについて説明があった。今後は、このスケジュールを目安に規格策定を行うこととなった。

(7) その他

- a . 次回、平澤委員より NISA/JNES の「火災防護管理面検討ワーキングチーム」の活動状況の説明をお願いします。

- b . 次回、平澤委員より火災防護管理についてのアンケートを提示してもらおう。各事業者の現状を把握して、ベストプラクティス抽出の参考とする。
- c . 電源開発（株）および消防庁の方に当検討会に参加してもらえるか確認する。
- d . 次回防火管理検討会開催は、10月4日（水）午後の予定。

以 上